

# 一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューローと称し、英文名ではTanabe City Kumano Tourism Bureauと標記する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を和歌山県田辺市中屋敷町に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 当法人は、田辺市における観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り、もって市民の生活、文化及び経済の向上発展を促すとともに、国際交流に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外観光客の誘致促進に関すること
- (2) 観光に関する文化の普及促進に関すること
- (3) 観光振興のための宣伝及びイベント等の実施に関すること
- (4) 観光客受入体制の充実強化に関すること
- (5) 観光に関する情報の収集及び調査研究に関すること
- (6) 旅行業法に基づく旅行業に関すること
- (7) 旅行イベントの企画・立案・斡旋・実施に関すること
- (8) 上記各号の事業を円滑に実施するための基金の造成
- (9) 観光振興のため、地方公共団体、地方観光団体、観光事業者等を会員として組織された団体への参画及び協力
- (10) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一

般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した観光に係る法人、団体及び個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した法人、団体及び個人
- (3) 名誉会員 当法人に特に功労があった者、又は学識経験者で社員総会において推薦された者

#### （入会）

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員になるものとする。

#### （入会金及び会費）

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

#### （会員の資格喪失）

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 総社員の同意があったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体、法人が消滅したとき
- (4) 後見開始の審判を受けたとき
- (5) 前条に規定する入会金、又は会費を1年以上滞納したとき
- (6) 除名されたとき

#### （退会）

第9条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任

- (4) 役員の報酬の額又はその規定
  - (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算
  - (6) 各事業年度の事業報告及び収支決算
  - (7) 定款の変更
  - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
  - (10) 解散
  - (11) 理事会において社員総会に付議した事項
  - (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外は、決議することができない。

#### (開催)

- 第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

#### (招集)

- 第17条 社員総会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。
- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使できるときとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

#### (議長)

- 第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席し

た理事の中から議長を選出する。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項、又はこの定款に特に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、社員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (5) 解散
- (6) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (7) その他法令で定める事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 議決権の行使を委任しようとする社員は、その社員総会が開催される時間までに代理権の授与を証明する書類を会長に提出しなければならない。

3 第1項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったもの

とみなす。

- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

#### 第4章 役員等

(種類及び定数)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、副会長及び業務執行理事（専務理事、常務理事）若干名を選出することができる。

(選任等)

第24条 役員は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、社員総会において必要と認めるときは、理事3名以内に限り社員以外から選任することができる。

- 2 会長、副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 会長は、当法人を代表し、業務全般を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 業務執行理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当

法人の業務執行の決定に参画する。

- 5 会長及び業務執行理事は、事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 当法人の業務及び財産の状況の監査をすること、並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくはその行為を行うおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくはその行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現在者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理事会

(種類及び構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。



3 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、業務執行理事の選定及び解職
- (6) その他理事会に上程された事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第34条 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

2 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により、理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を

除く。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、すべての理事及び監事の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議及び報告の省略)

- 第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第5項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した役員は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(部会)

第40条 当法人は、理事会の下に、必要に応じて部会を設置することができる。

る。

- 2 部会の設置並びに構成員の選任は、理事会の決議による。
- 3 部会の審議経過の要約、結果及び会計は、理事会において報告するものとする。
- 4 部会には、会長が任命する部会長を置く。ただし、部会長は、理事でなければならない。
- 5 部会は、部会長がこれを招集し、会議を主宰する。

## 第6章 資産及び会計

### (基本財産)

第41条 当法人の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

### (事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度は、当法人の設立の日から平成23年3月31日までとする。

### (事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。なお、この場合の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項に係る書類（事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）し、又は承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 当法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第45条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を経て、会長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 当法人は、第52条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141

条第2項の規定に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第50条 当法人は、基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

## 第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、第19条第3項に定める社員総会の決議によって、変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定される事由によるほか、第19条第3項に定める社員総会の決議によって、解散することができる。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法に規定される法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

## 第9章 事務局等

(事務局)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(帳簿及び書類の備え付け)

第55条 当法人の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類の原本を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び予算収支書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第57条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第58条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 附則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第60条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第61条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 和歌山県田辺市湊674番地の1  
氏名 多田 稔子
- 2 住所 和歌山県田辺市上芳養5038番地  
氏名 石神 忠夫
- 3 住所 和歌山県田辺市龍神村龍神42番地  
氏名 龍神 享一
- 4 住所 和歌山県田辺市龍神村柳瀬261番地  
氏名 下村 順司
- 5 住所 和歌山県田辺市新万26番1号  
氏名 杖尻 久典
- 6 住所 和歌山県田辺市熊野175番地  
氏名 榎本 成一
- 7 住所 和歌山県田辺市中辺路町大川417番地  
氏名 小松 勇二郎
- 8 住所 和歌山県田辺市中辺路町栗栖川372番地の2  
氏名 石野 友司
- 9 住所 和歌山県田辺市本宮町渡瀬589番地  
氏名 菊池 博子
- 10 住所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦436番地  
氏名 名淵 敬

(設立時役員等)

第62条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

- |       |       |
|-------|-------|
| 設立時理事 | 多田 稔子 |
| 設立時理事 | 石神 忠夫 |
| 設立時理事 | 龍神 享一 |
| 設立時理事 | 下村 順司 |
| 設立時理事 | 杖尻 久典 |
| 設立時理事 | 榎本 成一 |

設立時理事 小松 勇二郎  
設立時理事 石野 友司  
設立時理事 名淵 敬  
設立時代表理事 和歌山県田辺市湊674番地の1 多田 稔子  
設立時監事 菊池 博子

以上、一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年4月12日

設立時社員 **多田 稔子**  
  
同 **石神 忠夫**  
  
同 **龍神 享一**  
  
同 **下村 順司**  
  
同 **杖尻 久典**  
  
同 **榎本 成一**  
  
同 **小松 勇二郎**  
  
同 **石野 友司**  
  
同 **菊池 博子**  
  
同 **名淵 敬**